

「斐伊川放水路環境モニタリング協議会」規約

(総則)

第1条 本規約は、「斐伊川放水路環境モニタリング協議会」（以下「協議会」という）の設置に関する必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 本協議会は、「斐伊川放水路事業環境影響評価書」（平成5年11月）に記載された環境影響の予測・評価の結果に基づき、当該事業が自然環境に与える影響の程度及び工事実施中に行われた環境保全対策の効果等を確認するために必要となるモニタリング調査やその結果、河川環境に関わる諸課題について、意見及び助言を行うものである。

(組織等)

第3条 協議会は、別表の委員をもって構成し、委員は国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長が委嘱する。
2 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。会長は委員間の互選によってこれを定める。
2 会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
3 会長に事故がある時は、協議会に属する委員のうちから会長が予め指名した委員がその職務を代行する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。
2 協議会は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。
3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
4 委員の代理出席は認めない。

(公開)

第6条 協議会は原則公開とし、公開する情報及び公開の方法については、協議会で定める。

(雑則)

第7条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所計画課に置く。
2 事務局は協議会運営に係る庶務を処理する。

(附則) 本規約は、平成27年 3月24日より適用する。

【斐伊川放水路環境モニタリング協議会 委員名簿】

〔委員〕 6名

氏 名	所 属	専門分野
井上雅仁	島根県立三瓶自然館学芸課 課長代理	植 物
梶川勇樹	鳥取大学大学院工学研究科 助教	河川工学
佐藤仁志	(公財)日本野鳥の会 理事長	鳥類、両生類、 爬虫類、哺乳類
清家 泰	島根大学大学院総合理工学研究科 教授	水 質
中村幹雄	元 島根県内水面水産試験場長	魚 介 類
淀江賢一郎	元 宍道湖自然館館長	昆 虫 類

〔事務局〕

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所

斐伊川放水路環境モニタリング協議会 公開規定

(目的)

第1条 本規定は、「斐伊川放水路環境モニタリング協議会」（以下「協議会」という）規約第6条に基づき、協議会の公開を定めるものである。

(協議会の公開)

第2条 協議会は原則公開とする。ただし、特別の事情により協議会が必要と認めるときは、この限りではない。

(協議会開催の周知)

第3条 協議会の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに出雲河川事務所ウェブサイトにより一般に周知する。

(協議会の傍聴)

第4条 協議会の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定める。

(資料の配付)

第5条 協議会の配付資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、協議会の場で傍聴人にも配付する。

(資料等の公開)

第6条 協議会の配付資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、出雲河川事務所ウェブサイトにて公表する。

2 事務局は協議会終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、発言者等の氏名を除き、出雲河川事務所ウェブサイトにて公表する。

(雑則)

第7条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、協議会で定める。

(附則) 本規定は、平成27年 3月24日より適用する。

斐伊川放水路環境モニタリング協議会 傍聴要領

(目的)

第1条 本要領は「斐伊川放水路環境モニタリング協議会」（以下「協議会」という）公開規定第4条に基づき、協議会の傍聴に必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置する。
なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

(入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、原則として協議会開始予定時刻までとする。
なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

(協議会の傍聴)

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 協議会の撮影、録画、録音をしてはならない。
(ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。)
- ② 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ③ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ④ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑤ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑥ みだりに傍聴人席を離れてはならない。
- ⑦ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑧ 前項のほか協議会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退室等の措置)

第5条 会長は、傍聴人が前条の規定に違反した場合には、傍聴人に協議会会場からの退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(雑則)

第6条 この要領の変更やこの要領に定め無き事項については、協議会で定める。

(附則) 本要領は、平成27年 3月24日より適用する。